平成２７年（フ）第５６０号
千葉県柏市東上町３番３号　めいと柏301号
債務者　馬崎以久子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５６２号
千葉県鎌ケ谷市佐津間２番地12
債務者　小松崎真由美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７１号
千葉県野田市山崎2661番地の５　レジデント御幸第Ⅰ　102
債務者　野崎　賢春
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５８０号
千葉県松戸市牧の原２丁目40番地　グリーンヒル21―206号
債務者　石橋　孝次
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５８３号
千葉県柏市花野井718番地３　ベルピア北柏第６－２－103号
債務者　堀田　健一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４８号
大分県佐伯市城南町27番８号
債務者　秦　ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３８１３号
大阪市城東区新喜多東１丁目７番11号城東コーポ１Ｃ
債務者　浅野　眞一
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６７号
大阪市生野区桃谷２丁目17番27号
債務者　小﨑　慎司
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４４号
横浜市金沢区並木３丁目11番４―201号
債務者　村田　光雄
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４７号
横浜市金沢区富岡西７丁目32番22号　レオパレススエヒロ富岡201号室
債務者　八百野顕一郎
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０４号
東京都小平市学園西町３丁目10番９―201号
債務者　木村　和美
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０９号
静岡市葵区千代田６丁目18番18号　コーポ千代田301号、住民票上の住所静岡市葵区美川町３番６―29号
債務者　川口佐知子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月１日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０６号
岡山市南区築港新町２丁目24番11号メゾンロワール101
債務者　尾﨑　順子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
熊本県山鹿市鹿本町下高橋２番地　原部団地３号室
債務者　野中　芳子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１００６０号
東京都練馬区石神井台３丁目27―35　レオネクストオリーブハウスⅦ　103
債務者　山口　悠羽
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部